

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条）
第二章 強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第三章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第四章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第五章 船舶に対する強制執行	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）
第六章 動産に対する強制執行	第二款 船舶に対する強制執行（第一百二十二条—第一百二十二条）
第七章 債権執行等	第三款 動産に対する強制執行（第一百二十二条—第一百四十二条）
第八章 強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第九章 債権執行等	第一目 債権執行等（第一百四十三条—第一百六十七条）
第十章 債権執行（第一百六十八条—第一百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第一百六十七条—第一百六十七条）
第十一章 債権の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十八条）	第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十九条）
第十二章 担保権の実行としての競売等	第三章 担保権の実行としての競売等（第一百八十条—第一百九十五条）
第十三章 債務者の財産状況の調査	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 財産開示手続（第一百九十六条—第二百三十三条）	第五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）
第十五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	附則
第十六章 総則（趣旨）	第一章 総則

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（執行裁判所）	か、この法律の定めるところによる。
	（執行機関）	（執行裁判所）
	第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。	第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。
	（執行抗告）	（執行抗告）
	第三条 裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。	第三条 裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。

第四条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。（審尋）	第四条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。（審尋）
第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。（執行官等の職務の執行の確保）	第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。（執行官等の職務の執行の確保）
第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。	第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。
第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）	第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）

第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。	第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。
第九条 第五項の規定による決定に対しても、執行抗告をすることができる。	第九条 第五項の規定による決定に対しても、執行抗告をすることができる。
第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。（執行抗告）	第十条 民事執行の手續に関する裁判に對しては、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。（執行抗告）
第十一条 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに對しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に對しても、同様とする。（執行異議）	第十一条 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに對しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に對しても、同様とする。（執行異議）
第十二条 民事執行の手続を取り消す旨の決定に對しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に對しても、同様とする。（取消決済等に対する執行抗告）	第十二条 民事執行の手續を取り消す旨の決定に對しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に對しても、同様とする。（取消決済等に対する執行抗告）
第十三条 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所による手続に對しては、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。（代理人）	第十三条 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所による手續に對しては、訴え又は執行抗告に係る手續を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。（代理人）
第十四条 執行裁判所に對し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手續に必要な費用として裁判所書記官の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、裁判所書記官が相當の期間を定めてその不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。（費用の予納）	第十四条 執行裁判所に對し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手續に必要な費用として裁判所書記官の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、裁判所書記官が相當の期間を定めてその不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。（費用の予納）
第十五条 第一項の規定による裁判所書記官の処分に對しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。（第一項の規定による裁判所書記官の処分に對しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる）	第十五条 第一項の規定による裁判所書記官の処分に對しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。（第一項の規定による裁判所書記官の処分に對しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる）

前項の規定により申立てを却下する決定に対する執行抗告をすることができる。

(担保の提供)

第十五条 この法律の規定により担保を立てるに

は、担保を立てるべきことを命じた裁判所(以下この項において「発令裁判所」という。)又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

十条の規定は、前項の担保について準用する。(送達の特例)

第十六条 民事執行の手続について、執行裁判所に対し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る。)を執行裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができない。

民事訴訟法第百四条第二項及び第三項並びに第百七条の規定は、前項前段の場合について準用する。

民事訴訟法第百四条第三項において準用する民事訴訟法第百四条第一項の規定は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。

前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条において準用する民事訴訟法第六条の規定により送達をすることができないときは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所において、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第百七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行に対し、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、

事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(官庁等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、民事執行の目的である財産(財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む。)に対し課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。

執行裁判所又は執行官は、官庁又は公署に対し、援助を請求することができる。

第十九条 民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続においては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第八十七条の二の規定を除く。)を準用する。

第二十一条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十二条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手続においては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第八十七条の二の規定を除く。)を準用する。

第二十四条 外国裁判所の判決の執行判決(平成一十三年法律第五十一号)の規定を準用することとされる事件を含む。家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定める裁判所書記官の処分(後者の处分にあつては、確定したものに限る。)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付の目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録されているもの(以下「執行証書」という。)

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(家事事件における裁判を含む。)第二十四条において同じ。)

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断(平成十五年法律第百三十九号)第四十八条

六の三 確定した執行等認可決定のある仲裁法(平成十五年法律第百三十九号)第四十八条

六の四 確定した暫定保全措置命令に規定する暫定保全措置命令

六の五 確定した執行決定のある国際和解合意(平成十五年法律第百三十九号)第四十八条

六の六 確定した執行決定のある特定和解(平成十五年法律第百三十九号)第四十八条

七 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

(強制執行をすることができる者の範囲)

第二章 強制執行

第一节 総則

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができるない裁判(確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。)

四 仮執行の宣言を付した損害賠償命令

三の二 仮執行の宣言を付した届出債権支払

三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払

四の二 仮執行の宣言を付した支払督促命令

四の三 仮執行の宣言を付した民事執行の事件の記録の閲覧等)

(平成一十三年法律第五十一号)の規定を準用することとされる事件を含む。家事事件

若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定める裁判所書記官の処分(後者の

处分にあつては、確定したものに限る。)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付の目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録されているもの(以下「執行証書」という。)

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決(家事事件における裁判を含む。)第二十四条において同じ。)

六の二 確定した暫定保全措置命令に規定する暫定保全措置命令

六の三 確定した執行決定のある国際和解合意(平成十五年法律第百三十九号)第四十八条

六の四 確定した執行決定のある特定和解(平成十五年法律第百三十九号)第四十八条

七 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

(強制執行をすることができる者の範囲)

第二章 強制執行

第一节 総則

(強制執行の実施)

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本(債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合にあつては記録事項証明書、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合にあつては公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十四条第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録。以下同じ。)に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その債務名義の正本に基づいて実施する。

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(家事事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。)が管轄し、この普通裁判の項において同じ。)に提出しても、相当と認めるときは、同項の規定にかかるわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

地方裁判所が管轄する。

前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかるわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

(執行文の付与)
第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本(執行証書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、当該電磁的記録)を保存する場合にあっては、当該電磁的記録)を保有する場合に、債務名義により強制執行をすることができる場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める方法により行う。

定による支払督促の申立て又は同法第四百二一条第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てによるもの当該支払督促の申立てについて同法第三百九十八条（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所

四 第二十二条第四号の二に掲げる債務名義同号の処分をした裁判所書記官の所属する裁判所

五 第二十二条第五号に掲げる債務名義債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所

六 第二十二条第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停（上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。）又は労働審判に係るもの（第一号の二及び第一号の三に掲げるものを除く。）和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所（簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

（執行文付与に対する異議の訴え）

第三十四条 第二十七条の規定により執行文が付与された場合において、債権者の証明すべき事実の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができる異議の事由がある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

三 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

（請求異議の訴え）

第三十五条 債務名義（第二十二条第二号又は第三号の二から第四号までに掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。）に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不

許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

四 第二十二条第四号の二に掲げる債務名義の終結後に生じたものに限る。

五 第二十二条第五号に掲げる債務名義債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所

六 第二十二条第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停（上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。）又は労働審判に係るもの（第一号の二及び第一号の三に掲げるものを除く。）和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所（簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

（執行文付与に対する異議の訴え）

第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点について疎明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。急迫の事情があるときは、

裁判長も、これら処分を命ずることができ

る。

二 前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

三 第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前においても、することができる。

四 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

五 第一項又は第三項の申立てについての裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

（終局判断における執行停止の裁判等）

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

（請求異議の訴え）

第三十五条 債務名義（第二十二条第二号又は第三号の二から第四号までに掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。）に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不

許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

二 確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限る。

三 第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

四 第二十二条第四号の二に掲げる債務名義同号の処分をした裁判所書記官の所属する裁判所

五 第二十二条第五号に掲げる債務名義債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所

六 第二十二条第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停（上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。）又は労働審判に係るもの（第一号の二及び第一号の三に掲げるものを除く。）和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所（簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

（執行文付与に対する異議の訴え）

第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点について疎明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。急迫の事情があるときは、

裁判長も、これら処分を命ずることができ

る。

二 前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

三 第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前に

おいても、することができる。

四 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたとき、前項の裁判は、その効力を失う。

五 第一項又は第三項の申立てについての裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

（終局判断における執行停止の裁判等）

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

（第三者者異議の訴え）

二 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

三 第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

二 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本

一 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本

二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本

三 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解若しくは調停の正本又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたこと

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

（請求異議の訴え）

三 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

（執行費用の負担）

二 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができる。

三 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。

（執行費用の負担）

二 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができる。

三 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。

（執行処分の取消し）

二 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

三 債務者に対する強制執行の目的物について所有権その他の目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債務者に対し、その強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

四 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

五 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

六 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

七 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

八 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

九 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十一 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十二 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十三 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十四 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十五 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

（執行裁判所書記官の処分）

二 第十二条の規定は、前項の規定により執行裁判所書記官の処分を取り消す場合については適用しない。

三 債務者に対する強制執行の目的物について所有権その他の目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債務者に対し、その強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

四 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

五 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

六 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

七 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

八 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

九 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十一 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十二 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十三 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十四 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

十五 第二十二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

7 第五項の規定による異議の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることはできる。	8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。
9 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。	8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、は、執行抗告をすることができる。
10 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	9 第二節 金銭の支払を目的とする債権に
11 第一款 不動産に対する強制執行	10 第一款 不動産に対する強制執行
12 第二目 通則	11 第二目 通則
13 (不動産執行の方針)	12 (不動産執行の方針)
14 第四十三条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」といいう。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。	13 第四十三条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」といいう。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。
15 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。（執行裁判所）	14 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。（執行裁判所）
16 第四十四条 不動産執行については、その所在地（前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあっては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。	15 第四十四条 不動産執行については、その所在地（前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあっては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
17 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。	16 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
18 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。	17 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。
19 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	18 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。
20 (開始決定等)	19 (開始決定等)
21 第二目 強制競売	20 第二目 強制競売

22 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。	21 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。
23 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。	22 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
24 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その後決定において、債権者のために不動産を差押さえる旨を宣言しなければならない。	23 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その後決定において、債権者のために不動産を差押さえる旨を宣言しなければならない。
25 (開始決定等)	24 (開始決定等)
26 第二目 強制競売	25 第二目 強制競売

27 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。	26 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。
28 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。	27 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
29 第四十六条 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。	28 第四十六条 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。
30 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	29 第二節 金銭の支払を目的とする債権に
31 第一款 不動産に対する強制執行	30 第一款 不動産に対する強制執行
32 第二目 通則	31 第二目 通則
33 (不動産執行の方針)	32 (不動産執行の方針)
34 第四十七条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の開始決定があつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。	33 第四十七条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の開始決定があつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。
35 申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の手続きを公表し、かつ、次に掲げるものに対し、債権者を公告する。	34 申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の手続きを公表し、かつ、次に掲げるものに対し、債権者を公告する。
36 判決競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後も申立てに係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項、第八十八条において準用する場合を含む）の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。	35 判決競売若しくは競売の手續が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後も申立てに係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項、第八十八条において準用する場合を含む）の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。
37 前項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行裁判所に異議を申し立てることがで	36 前項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行裁判所に異議を申し立てることがで
38 実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。	37 前項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行裁判所に異議を申し立てることがで
39 第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。	38 第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。
40 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定前にされたときは、登記がされた時に生ずる。	39 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定前にされたときは、登記がされた時に生ずる。
41 第二節 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	40 第二節 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。
42 (二重開始決定)	41 (二重開始決定)
43 第四十八条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされたときは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	42 第四十八条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされたときは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。
44 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	43 第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの登記がその開始決定前に強制競売の開始決定及び配当要求の終期の公告等）における強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされた場合は、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。
45 (差押えの登記の嘱託等)	44 (差押えの登記の嘱託等)

46 第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。	45 第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。
47 第五十二条 配当要求の終期から、三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内に売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったときは、配当要求の終期から三月以内に売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内に売却許可決定が取り消され、又は効力を失った場合においては、第六十七条规定による次順買受けの申出について売却許可決定がされたときは（その決議が取り消され、又は効力を失ったときを除く。）は、この限りでない。	46 第五十二条 配当要求の終期から、三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内に売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内に売却許可決定が取り消され、又は効力を失った場合においては、第六十七条规定による次順買受けの申出について売却許可決定がされたときは（その決議が取り消され、又は効力を失ったときを除く。）は、この限りでない。
48 第五十三条 不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し	47 第五十三条 不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し
49 第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。	50 第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。
50 第五十五条 不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。	51 第五十五条 不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。
51 第五十六条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）	52 第五十六条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）
52 第五十七条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。	53 第五十七条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。
53 第五十八条 先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が停止されたときは、執行裁判所は、申立てに係る強制競売の開始決定（配当要求の終期を延期したときは、延期後の終期を公告しなければならない）。	54 第五十八条 先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が停止されたときは、執行裁判所は、申立てに係る強制競売の開始決定（配当要求の終期を延期したときは、延期後の終期を公告しなければならない）。
54 第五十九条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。	55 第五十九条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。
55 第六十条 前項第一号又は第二号に掲げる者は（配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない）	56 第六十条 前項第一号又は第二号に掲げる者は（配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない）
56 第五十七条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）	57 第五十七条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）
57 第五十八条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。	58 第五十八条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。
58 第五十九条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。	59 第五十九条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。
59 第六十一条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）	60 第六十一条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）
60 第六十二条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。	61 第六十二条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。
61 第六十三条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）	62 第六十三条 第二項の規定による嘱託を受けた者（嘱託を受けた者の債権の届出義務）
62 第六十四条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。	63 第六十四条 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。
63 第六十五条 執行裁判所は、債務者の額に変更があつたときは、その旨の届出をしなければならない。	64 第六十五条 執行裁判所は、債務者の額に変更があつたときは、その旨の届出をしなければならない。
64 第六十六条 執行裁判所は、債務者の額に減少させる行為を（不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為を）いう。	65 第六十六条 執行裁判所は、債務者の額に減少させる行為を（不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為を）いう。
65 第六十七条 執行裁判所は、債務者の額に減少させる行為を（不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為を）するときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）の申立	66 第六十七条 執行裁判所は、債務者の額に減少させる行為を（不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為を）するときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）の申立

又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。
(配当要求)

第十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。

第五十二条 配当要求の終期から、三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内に売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内に売却許可決定が取り消され、又は効力を失ったときを除く。ただし、配当要求の終期から三月以内に売却許可決定が取り消され、又は効力を失った場合においては、第六十七条规定による次順買受けの申出について売却許可決定がされたときは（その決議が取り消され、又は効力を失ったときを除く。）は、この限りでない。

第五十三条 不動産の滅失その他の売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

第五十五条 執行裁判所は、債務者の額に減少させる行為を（不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為を）するときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）の申立

は不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければならない。

前二項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

(剩余を生ずる見込みのない場合等の措置)

第六十三条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を差押債権者(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう)に手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。)に通知しなければならない。

差押債権者の債権に優先する債権(以下この条において「優先債権」という。)がない場合において、不動産の買受可能価額が執行費用のうち共益費用であるもの(以下「手続費用」という。)の見込額を超えないとき。

二 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。

差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合あつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合あつては手続費用及び優先債権の見込額以上の額(以下この項において「申出額」という。)を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続費用の見込額を超過する場合にあつては手続費用の見込額を示す。

二号に該当する場合であつて不動産の買受可能額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者(買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。)の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買い受けの旨の申出及び申出額に相当する保証の提供

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受け可能価額との差額に相当する保証の提供ができる。

前二項の規定による裁判所書記官の処分の時までにしなければならない。

第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

(剩余を生ずる見込みのない場合等の措置)

第六十四条 不動産の売却は、裁判所書記官の定める売却の方法及び公告

不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

裁判所書記官は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。

前項の場合においては、第二十条において準用する民事訴訟法第九十三条第一項の規定にかかるわらず、売却決定期日は、裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。

第三項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

第一項、第三項又は第四項の規定による裁判所記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

第七条 第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるところにより、売却を実施させる旨の裁判所書記官の処分の時までにしなければならない。

第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところに内覧への参加の申出をした者(不動産を買取れる資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。)のため、内覧を実施しなければならない。

執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令をばならない。

第二項の規定による不動産の買受は、裁判所書記官が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合あつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合あつては手続費用及び優先債権の見込額の合計額以上の額(以下この項において「申出額」という。)を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続費用の見込額を超過する場合にあつては手続費用の見込額を示す。

二号に該当する場合であつて不動産の買受可能額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者(買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。)の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買い受けの旨の申出及び申出額に相当する保証の提供

に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第六十五条の二 不動産の買受けの申出は、次の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者)が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、所規則で定めることにより陳述しなければ、することができない。

前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手取り消されなければならない。

第二項の規定による保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならぬ。

第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところに内覧への参加の申出をした者(不動産を買取れる資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。)のため、内覧を実施しなければならない。

執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令をばならない。

第二項の規定による不動産の買受は、裁判所書記官が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合あつては手続費用の見込額を超える額、優先債権がある場合あつては手続費用及び優先債権の見込額の合計額以上の額(以下この項において「申出額」という。)を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続費用の見込額を超過する場合にあつては手続費用の見込額を示す。

二号に該当する場合であつて不動産の買受可能額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者(買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。)の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買い受けの旨の申出及び申出額に相当する保証の提供

5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が損傷した場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定前にあつては売却の不許可の申出をし、売却許可決定後にあつては代金を納付する時までにその決定の取消しの申立てをすることができる。ただし、不動産の損傷が軽微であるときは、この限りでない。

前項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

前項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

前項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 買受けの申出があつた後に強制競売の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならぬ。ただし、他に差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く)がある場合において、取下げにより第六十二条第一項第二号に掲げる事項について変更が生じないときは、この限りでない。

前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分等)

第七十七条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が、価格減少行為等(不動産の価格を減少させ、又は不動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。)をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、その買受けの申出額(金銭により第六十六条の保証を提供した場合にあつては、当該保証の額を控除した額)に相当する金銭を納付させ、又は代金を納付させて、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

二 次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

イ 当該価格減少行為をし、又はそのおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

二 第五十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において准用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について

第七十七条 買受けの申出があつた後に強制競売の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならぬ。ただし、他に差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く)がある場合において、取下げにより第六十二条第一項第二号に掲げる事項について変更が生じないときは、この限りでない。

前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(代金の納付)

第七十八条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

二 の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

(代金の納付)

第七十九条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

二 の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

(代金の納付)

定するまでに執行裁判所に申し出で、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金額を納付しなければならない。

裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、第一項の期限を変更することができます。第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しては、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

二 次に掲げる事項を内容とする方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

三 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託情報を併せて売却許可決定があつたことを証明する情報を提供しなければならない。

四 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税の他の費用は、買受人の負担とする。

(引渡命令)

第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

二 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

定めるところにより、代金の納付の時までに申出をしたときは、前項の規定による嘱託は、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

二 次に掲げる事項を内容とする方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定するものは、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

三 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託情報を併せて売却許可決定があつたことを証明する情報を提供しなければならない。

四 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税の他の費用は、買受人の負担とする。

(引渡命令)

第七十九条 買受人は、代金を納付した日に不動産を取得する。

二 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

定めるところにより、代金の納付の時までに申出をしたときは、前項の規定による嘱託は、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

二 次に掲げる事項を内容とする方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定するものは、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

三 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託情報を併せて売却許可決定があつたことを証明する情報を提供しなければならない。

四 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税の他の費用は、買受人の負担とする。

(引渡命令)

第七十九条 買受人は、代金を納付した日に不動産を取得する。

二 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

一 当該決定の執行がされたことを知つて当該不動産を占有した者

二 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の被申立人の占有を承継したもの

3 第一項の引渡命令について同項の決定の被申立人以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、買受人に对抗することができる権原により不動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

(売却代金の配当等の実施)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交付する。

3 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

(配当表の作成)

第八十五条 執行裁判所は、配当期日において、第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額について、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

2 執行裁判所は、前項本文の規定により配当の順位及び額を定める場合には、民法、商法その他の法律の定めるところによらなければならぬ。

3 配当期日には、第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならない。

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審査し、かつ、同時に取り調べることができる書証の取調べをすることができる。

5 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

6 配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めた内容（同項ただし書に規定する場合には、その合意の内容）を記載しなければならない。

7 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する債権者（同条第一項前段に規定する者を除く。）に対する呼出状の送達について準用する。（売却代金）

第八十六条 売却代金は、次に掲げるものとする。

一 不動産の代金

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申し出額から代金の額を控除した残額に相当するもの

三 第八十一条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証

2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の売却基準価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。（配当等を受けるべき債権者の範囲）

第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者（配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。）

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者

三 差押えをいう。(最初の強制競売の開始決定に係る登記前に登記された仮差押えの債権者)

四 差押えの登記前に登記(民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記を除く。)の登記

前項第四号に掲げる債権者の権利が仮差押えに掲げる債権者が有する一般的の先取特權を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)

前項第四号に掲げる債権者の権利が仮差押えに掲げる債権者が本案の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。

三 差押えに係る強制競売の手続が停止され、第47条第六項の規定による手続を続行する旨の裁判がある場合において、執行を停止させられた差押債権者がその停止に係る訴訟等において敗訴したときは、差押えの登記後続行の裁判による差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けられることができる。

(期限付債権の配当等)

第八十八条 確定期限の到来していない債権は配当等については、弁済期が到来したものとみなす。

前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの配当等の日における法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

(配当異議の申出)

第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。

2 執行裁判所は、配当異議の申出のない部分に限り、配当を実施しなければならない。
(配当異議の訴え等)

第九十条 配当異議の申出をした債権者及び執行力のある債務名義の正本を有しない債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、配当異議の訴えを提起しなければならない。

2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。
第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰するこ

ができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならぬ。

執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴え又は民事訴訟法第百一十七条第一項の訴えを提起しなければならない。

配当異議の申出をした債務者又は債権者が、配当期日（知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知った日）から一週間以内（買受人が第七十一条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内）に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。
(配当等の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所书记官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号又は第一百八十三条第一項第二号ホに掲げる文書が提出されるとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権（以下この項において「先取特権等」という。）の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五 その債権に係る先取特権等につき仮登記又は民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記がされたものであるとき。

六 仮差押又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 配当異議の訴えが提起されたとき。

裁判所书记官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない抵当証券の所持人を含む。）に対する配当額に相当する金銭を供託しなければならない。
(権利確定等に伴う配当等の実施)

第九十二条 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したと

きは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対して配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のために配当表を変更しなければならない。

(開始決定等)

第三回 強制管理

第九十三条 執行裁判所は、強制管理の手続を開始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対して収益の処分を禁止し、及び債務者が賃貸料の請求権の他の当該不動産の収益に係る給付を求める権利（以下「給付請求権」という。）を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者（以下「給付義務者」という。）に対し、その給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命令しなければならない。

2 前項の収益は、後に収穫すべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3 第一項の開始決定は、債務者及び給付義務者に送達しなければならない。

4 給付義務者に対する第一項の開始決定の効力は、開始決定が当該給付義務者に送達された時に生ずる。

5 強制管理の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をることができる。

第九十三条の二 既に強制管理の開始決定がされ、又は第百八十一条第二号に規定する担保不動産収益執行の開始決定がされた不動産について強制管理の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制管理の開始決定をするものとする。

（給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告）
第九十三条の三 裁判所書記官は、給付義務者に強制管理の開始決定を送達するに際し、当該給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告

付義務者に対し、開始決定の送達の日から二週間以内に給付請求権に対する差押命令又は差押処分の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。この場合には、第一百四十七条第二項の規定を準用する。

（給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等）

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行ふ。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

4 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（強制管理のための不動産の占有等）
（強制管理のための不動産の占有等）
（管理人の報酬等）

2 前項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

3 第五十七条第三項の規定により援助を求められた執行官について準用する。

第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないときは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事实上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができる。

（収益等の分与）

第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に對し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつて不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

（管理人の監督）

2 管理人は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）銀行その他の法人は、管理人となることができる。

第一百零一条 管理人の選任

2 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

第一百零二条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 同時に、債務者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百七十三条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。の手続において配当要求をした債務者及び前項の規定にかかるらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

2 管理人は、強制管理の開始決定と同時に、債務者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百七十三条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。の手続において配当要求をした債務者及び前項の規定にかかるらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

2 管理人は、強制管理の開始決定と同時に、債務者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百七十三条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。の手続において配当要求をした債務者及び前項の規定にかかるらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

2 管理人は、強制管理の開始決定と同時に、債務者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百七十三条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。の手続において配当要求をした債務者及び前項の規定にかかるらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

2 管理人は、強制管理の開始決定と同時に、債務者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百七十三条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。の手続において配当要求をした債務者及び前項の規定にかかるらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

（配当要求）

2 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、債務者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百七十三条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。の手続において配当要求をした債務者及び前項の規定にかかるらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

（配当等に充てるべき金銭等）

2 配当要求を却下する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

（配当等に充てるべき金銭等）

2 配当等に充てるべき金銭は、第百八十九条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に対して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他が必要な費用を控除したものとする。

配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(管理人による配当等の実施)

第一百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者と/or

一 差押債権者のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 第一項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの

ロ 第一項の期間の満了までに一般の先取特権の実行として第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの

ハ 第一項の期間の満了までに第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの(ロに掲げるものを除く。)

であつて、当該申立てが最初の強制管理の開始決定に係る差押えの登記(民事保全法第五十三条第二項に規定する保全仮登記を含む。)がされた担保権に基づく

二 仮差押債権者(第一項の期間の満了までに、強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたものに限る。)

三 第一項の期間の満了までに配当要求をした債権者

5 第三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(管理人による配当等の額の供託)
第六百八条 配当等を受けるべき債権者の債権について第九十一条第一項各号(第七号を除く。)に掲げる事由があるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を

執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施)

第一百九条 執行裁判所は、第百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(弁済による強制管理の手続の取消し)

第一百十条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。

(強制競売の規定の準用)

第一百一条 第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項、第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条の規定は、強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条から第九十二条までの規定は第百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

第二款 船舶に対する強制執行
(船舶執行の方法)

第一百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他のいかい又は主としていかいをもつて運転する舟を除く。以下この節及び次章において「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。

(執行裁判所)

第一百十三条 船舶執行については、強制競売の手続を開始する時は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等)

り船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

2 強制競売の開始決定においては、債権者のために船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し船舶の出航を禁止しなければならない。

3 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令)

第一百五十五条 船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船舶の所在地(船舶の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、債務者に對し、船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することができる。

2 前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

3 第一項の申立てをするには、執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければならない。

4 执行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債権者が船舶執行の申立てをしたことを見する文書を提出しないときは、その船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。

5 第一項の規定による決定に対しては、即时抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(保管人の選任等)

第一百六十六条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

(事件の移送)

第一百六十七条 執行裁判所は、當業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは、債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

2 前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第百三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

第一百七十七条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後にあつては、その終期)までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 前項に規定する文書の提出による執行停止が実施しなければならない。

3 前項に規定する文書の提出による執行停止が実施しなければならない。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。

2 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第一項の規定による決定に対する抗告をする。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。

2 第一項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

(事件の移送)

第一百六十九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在するとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しても不服を申し立てることができる。

(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)

第一百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

第一百二十一条 前款第二目(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項第二号、第五十六条、第六十条の二、第六十五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号、第八十一条及び第八十二条八条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第一百八十二条第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般的の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

第三款 動産に対する強制執行

第一百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

第一百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をすることができる。執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押された動産(以下「差押物」とい

う。)を保管させることができる。この場合には、おいては、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管させる場合において、相當であると認めることは、その使用を許可することができる。

第一百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

第一百二十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を更に差し押さえることができない。

(二)重差押えの禁止及び事件の併合)

第一百二十五条 執行官は、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

(超過差押えの禁止等)

第一百二十六条 差押債権者は、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 前項の申立てには、差押物を第三者が占有してゐたことを知った日から一週間以内にしなければならない。

3 第一項の申立てについての裁判に対しても、第一項の規定による決定について準用する。

4 第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

5 執行抗告をすることができる。

えられた動産は、併合の時に、仮差押執行事件において仮差押えの執行がされたものとみなす。(差押えの効力が及ぶ範囲)

第一百二十七条 差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 前項の申立てでは、差押物を第三者が占有していることを知った日から一週間以内にしなければならない。

第一百二十八条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

(剩余を生ずる見込みがない場合の差押えの禁止等)

第一百二十九条 差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

2 差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁正動産)

第一百三十一条 次に掲げる動産は、差し押されてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 燃料

三 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するため欠くことができない種子その他これに類する農産物

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これらに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は商業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができないもの

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定により差し押さえられたものとみなす。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、

		その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。
4	第一項又は第二項の申立てを却下する決定に対し、執行抗告をすることができる。	
5	第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	
	(先取特権者等の配当要求)	
	第百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。	

		(売却の方法)
		第百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。
		(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)
		第百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。(手形等の提示義務)
		第百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という)を要するもの(以下「手形等」という)を差し押された場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。(執行停止中の売却)
		第百三十七条 第二十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。
		(執行官による配当等の実施)
		第百三十九条 執行官は、有価証券を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。(有価証券の裏書等)

2	2	で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
		弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
	2	前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。
	3	前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。官は、その協議に従い配当を実施する。
	4	第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。(配当等を受けるべき債権者の範囲)

2	2	債権者のかか、売得金については执行官がその交付を受けるまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。
		(執行官の供託)
	2	第百四十二条 执行裁判所は、第一項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
	3	一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。 二 仮差押債権者の債権であるとき。
	4	三 第二十九条第一項第七号又は第一百九十二条において準用する第二号において掲げる文書が提出されているとき。 四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

2	2	債権執行が実施する配当等の手続について準用する。
		(債権執行の開始)
	2	第百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(第六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。
	3	(債権執行等)
	4	第百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
	5	差し押さえるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。
	6	差し押さえるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。
	7	差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。
	8	差押命令の申立てについての裁判に對しては、執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。
	9	(差押えの範囲)
	10	第百四十五条 執行裁判所は、差押命令における債権の催告
	11	2 差し押さえた債権の額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。
	12	第百四十六条 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。
	13	8 執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。
	14	(第三債務者の陳述の催告)
	15	2 差し押さえた債権の額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。
	16	第百四十七条 差押債権者は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。
	17	2 第三債務者は、前項の規定による催告に対し、故意又は過失により、陳述をしなかつたときは、債務者は、差押債権者に対し、その證書を引き渡さなければならない。
	18	2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方により前項の証書の引渡しを受けることができる。
	19	(債権証書の引渡し)
	20	2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方により前項の証書の引渡しを受けることができる。
	21	(差押えが一部競合した場合の効力)
	22	第百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたとき

一
五百五十七条第五項の規定による供託がされた場合
第一項から第三項まで又は第

三 第百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用

3 差し押さえられた債権が第百五十二条第一項
各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債
する。

権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に第百五
一一条の二第一項トナニ易ガラシタルを義

十一條の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間

を経過するまでは、配当等を実施してはならない。
(その他の才産確立に対する差別執行)

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（以下この条において「その他の財産

「債権」という。に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例による。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、

3 その登記等の地にあるものとする。
その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押

4 命令が債務者に送達された時に生ずる。
その他の財産権で権利の移転について登記等
を要するものについて抵押の登記等が抵押命令

を要するものについては差押えの登記等が差押命令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただ

し、その他の財産権で権利の処分の制限について登記等をしなければその効力が生じないものに対する差押えの効力は、差押えの登記等が差

押命令の送達後にされた場合においても、差押えの登記等がされた時に生ずる。

5 第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は、権利の移転について登記等を要するその他財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

第二目 少額訴訟債権執行 (少額訴訟債権執行の開始等)

第六百一十七条の二 次に掲げる外幣証券に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

二 条の規定にかかるらず、申立てにより、この目的の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一 少額訴訟における確定判決

二 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決

三 少額訴訟における訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分

四 少額訴訟における和解又は認諾の調書執行」という。は、裁判所書記官の差押処分により開始する。

五 条の二第一項の規定による和解に代わる決定前項の規定により裁判所書記官が行う同項の強制執行（以下この目において「少額訴訟債権執行」という。）は、裁判所書記官に対しても定める簡易裁判所の裁判所書記官に対してもする。

一 第一項第一号に掲げる債務名義 同号の判決をした簡易裁判所

二 第一項第二号に掲げる債務名義 同号の判断をした簡易裁判所

三 第一項第三号に掲げる債務名義 同号の区分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所

四 第一項第四号に掲げる債務名義 同号の和解が成立し、又は同号の認諾がされた簡易裁判所

五 第一項第五号に掲げる債務名義 同号の和解に代わる決定をした簡易裁判所

四 第百四十四条第三項及び第四項の規定は、差押えに係る金銭債権（差押処分により差し押さえられた金銭債権に限る。以下この目において同じ。）について更に差押処分がされた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「差押命令を発した執行裁判所」とあるのは「差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所」と、「執行裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」と、「他の執行裁判所」とあるのは「他の簡易裁判所の裁判所書記官」と、同条第四項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の处分」と読み替えるものとする。

（執行裁判所）

第一百六十七条の三 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分に関する手続についての裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。

（裁判所書記官の執行処分の効力等）

一百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定

めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対する申立ては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。

第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による執行異議の申立てがあつた場合について準用する。

(差押処分)

五百六十七条の五 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他の处分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 第百四十五条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の規定は、差押処分について、同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同一

<p>第百六十七條の七 少額訴訟債権執行の不許を求める第三者異議の訴えは、第三十八条第三項の規定にかかるわらず、執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。</p>	<p>(第三者異議の訴えの管轄裁判所)</p>	<p>4 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。</p>	<p>5 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定により少額訴訟債権執行の手続を取り消す旨の裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。</p>	<p>3 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による裁判所書記官の処分については、適用しない。</p>
---	-------------------------	--	--	---

（差押禁止債権の範囲の変更）

情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第六十七條の十四第一項において准用する二百二十もの規定により其ノ甲

して準用する第一百五十二条の規定により差し押さえてはならない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押処分が取り消された金銭債権について、差押処分をすべき

項に記載された金銭債権について差押処分を受ける旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 第百五十三条第三項から第五項までの規定は、前二項の申立てがあつた場合について準用する。

する。この場合において、同条第四項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替える

（配当要求）
ものとする。
第一百六十七条の九
執行力のある債務名義の正本

を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に對べ、記当要求をすることができる。

2 第百五十四条第二項の規定は、前項の配当要求があつた場合について準用する。

第一項の配当要求を却下する旨の裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告

知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対する抗告をすることができる。

(転付命令等のための移行)

第一百六十七条の十 差押えに係る金銭債権について転付命令、譲渡命令等又は供託命令（以下この条において「転付命令等」という。）のいずれかの命令を求めようとするときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、転付命令等のうちいずれの命令を求めるかを明らかにして、債権執行の手続に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。

前項に規定する命令の種別を明らかにしてされた同項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならぬ。

前項の規定による決定が効力を生ずる前に、既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

第一項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがあつた時に第二項に規定する地方裁判所にそれぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てがあつたものとみなし、既にされた執行処分その他行為は債権執行の手続においてされた執行（配当等のための移行等）

第一百六十七条の十一 第一百六十七条の十四第一項において準用する第一百五十六条第一項若しくは第二項又は第一百五十七条规定により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令又は差押処分が発せられたときは、執行裁判所は、同項に規定

する地方裁判所における債権執行の手続のほか、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続にも事件を移行させることができない。

第一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられたときは、執行裁判所は、同項の規定にかかるべきことは、その所在地を管轄する地方裁判所は当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

前項の規定による決定が効力を生ずる前に、既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

第一項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることはできない。

第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがあつた時に第二項に規定する地方裁判所にそれぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てがあつたものとみなし、既にされた執行処分その他行為は債権執行の手続においてされた執行（配当等のための移行等）

第一百六十七条の十二 執行裁判所は、差し押さえるべき金銭債権の内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

(裁量移行)

第一百六十七条の十三 少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用については、第十三条第一項中「執行裁判所である手続」とあるのは「第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行の手続」と、第十六条第一項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第十七条中「執行裁判所の行う民事執行」とあるのは「第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行」と、第四十条第一項中「執行裁判所又は執行官」とあるのは「裁判所書記官」と、第四十二条第四項中「執行裁判所の裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官」とする。

第一百六十七条の十四 第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十五条、第一百五十六条（第三項を除く）、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第一百四十六条、第一百五十五条第四項から第六項まで及び第八項並びに第一百五六条第六項まで及び第九号を除く。）の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手続について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定によつて準用する。この場合において、第一百六十六条第三項中「差押命令」とあるのは「裁判所書記官」と、第一百四十六条第一項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第一百四十七条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十一条、第一百五十五条第一項、第六項及び第七項第四項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第一百四十六条第一項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第一百四十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分されたとき」と、第一百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と、第一百六十四条第五項中「差押命令」

2 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

2 第一百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第一百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の処分がされた場合について準用する。

3 第一百六十七条の申立て又は第一項の申立てと中「差押処分の申立て」と、「それぞれあるのは「差押命令の申立て又は転付命令等の申立て」とあるのは「差押命令の申立て」と読み替えるものとする。

(総則規定の適用関係)

第一百六十七条の十五 第百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権についての強制執行は、前各款の規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が第百七十二条第一項に規定する方法により行う。ただし、債務者が、支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき、又はその債務を弁済することによってその生活が著しく窮屈するときは、この限りでない。

前項の規定により同項に規定する金銭債権について第一百七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たつては、執行裁判所は、債務不履行により債権者が受けるべき不利益並びに債務者の資力及び従前の債務の履行の態様を特に考慮しなければならない。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、その申立てがあつた時（その申立てがあつた後に事情の変更があつたときは、その事情の変更があつた時）までかかるべきことについて、第一項の規定による決定を取り消すことができる。

4 前項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第一項の規定による決定の執行の停止を命ぜることができる。

5 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

6 第一百七十二条第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項の規定は第三項の場合について、第一百七十三条

第二項の規定は第一項の執行裁判所について準用する。

(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)

第一百六十七条の十六 債権者が第一百五十五条の二

第一項各号に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち六ヶ月以内に確定期限が到来するものについても、前条第一項に規定する方法による強制執行を開始することができる。

(扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立ての特例)

第一百六十七条の十七 第百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者が次の各号に掲げる申立てをした場合には、当該申立てと同時に、当該各号に定める申立てをしたものとみなす。ただし、当該債権者が当該各号に掲げる申立ての際に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

一 第百九十七条第一項の申立て 当該申立てに係る手続において債務者(債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人)が開示した債権(第一百六条第一項各号に規定する債権に限る。)又は次項の規定によりその情報が提供された債権に対する差押命令の申立て

二 第二百六条第一項の申立て 当該申立てに係る手続において同項各号に掲げる者がその情報を提供した同項各号に規定する債権に対する差押命令の申立てをした場合に限る。)において、執行裁判所に規定する場合(同項第一号に掲げる申立てを受けた債務者(債務者に法定代理人がある場合には、当該法定代理人)がその財産を開示しなかつたときは、債権者が別段の意思を表示した場合を除き、執行裁判所は、債務者の住所のある市町村(特別区を含む。)に命じなければならない。)

三 第二百五条第二項から第五項までの規定は前項の規定による裁判について、第二百八条の規定は、当該裁判により命じられた情報の提供について、それぞれ準用する。

4 財産開示事件の記録中前項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する第二百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取権(民法第三百六条第三号に係るものに限る。)を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

六 第二百十条第二項の規定は、前項第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の第三項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものについて準用する。

七 第一项の規定により債権に対する差押命令の申立てがされたものとみなされた場合において、執行裁判所が第二百九十七条第三項に規定する財産開示期日における手続の実施又は第二项若しくは第二百六条第一項の規定による裁判をしてもなお差し押さるべき債権を特定することができないときは、執行裁判所は、債権者に對し、相当の期間を定め、その期間内に差し押さるべき債権を特定するために必要な事項の申出をすべきことを命ずることができる。この場合において、債権者がその期間内に差し押さるべき債権を特定するために必要な事項の申出をしないときは、差押命令の申立ては、取り下げたものとみなす。

八 第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行

(不動産の引渡し等の強制執行)

第九条 不動産等(不動産又は人の居住する船舶等をいふ。以下この条及び次条において同じ。)の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債務者にその占有を取得させる方法により行なう。

一 不動産等の占有者を特定する必要があるときは、当該不動産等に在る者に対し、当該不動産等又はこれに近接する場所において、質問をして、それ準用する。

二 第二百六条第一項第一号において同じ。)

三 第二百五条第二項から第五項までの規定は前

3 第一项の強制執行は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならぬ。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないときは、執行官は、最高裁判所規則で定めたところにより、これを売却することができる。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定により債権に対する差押命令の申立てがされたものとみなされた場合において、執行裁判所が第二百九十七条第三項に規定する財産開示期日における手続の実施又は第二项若しくは第二百六条第一項の規定による裁判をしてもなお差し押さるべき債権を特定することができないときは、執行裁判所は、債権者に對し、相当の期間を定め、その期間内に差し押さるべき債権を特定するために必要な事項の申出をすべきことを命ずることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用においては、占有者(第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。)に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用においては、当該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後は、占有者は、明渡しの催告があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債権者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者がされたときは、当該占有者は、執行異議の申立てにおいて、債権者に對抗することができる

9 第六項の規定により占有者に対して強制執行がされたときは、当該占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債権者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。

(動産の引渡しの強制執行)

十一 第六項の規定により占有者に対して強制執行がされたときは、当該占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

十二 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その催告があつた日から一月を経過する日とする。ただし、執行官は、明渡しの催告に要した費用とする。

十三 第六十九条 第百六十八条第一項に規定する動

いる旨を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

十四 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間に延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

十五 執行官は、引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。ただし、債権者に対して不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りでない。

十六 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間に、占有者は、明渡しの催告後に不動産等の占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。)に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用においては、当該占有者を債務者とみなす。

十七 明渡しの催告後は、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債権者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

十八 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者がされたときは、当該占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債権者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

十九 第六項の規定により占有者に対して強制執行がされたときは、当該占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

2 第百二十二条第二項、第一百二十三条第二項及び第一百六十八条规定の規定は、前項の強制執行について準用する。
（目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行）

4 前項の執行裁判所は、第三十三条第一項第二号又は第六号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

3 執行裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。

4 執行裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができる。

5 第一項の強制執行の申立て又は前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

6 第六条第二項の規定は、第一項の規定による決定を執行する場合について準用する。

(接強制)

第一百七十二条 作為又は不作為を目的とする債務で前条第一項の強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対

の規定に准用する。(第一号の一、二、三及び第四号を除く。)（同条第二項から第三項まで）

2 第百七十四条 子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法

二 第百七十二条第一項に規定による方法

2 前項第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければすることができない。

一 第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき）。

占有する場所において、次に掲げる行為をする
ことができる。

一 その場所に立ち入り、子を捜索すること。
この場合において、必要があるときは、閉鎖
した戸を開くため必要な処分をすること。

二 債権者若しくはその代理人と子を面会さ
せ、又は債権者若しくはその代理人と債務者
を面会させること。

三 その場所に債権者又はその代理人を立ち入
らせること。

執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所
及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相
当と認めるときは、前項に規定する場所以外の
場所においても、債務者による子の監護を解く
ために必要な行為として、当該場所の占有者の
同意を得て又は次項の規定による許可を受け
て、前項各号に掲げる行為をすること。

3 執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する
場所以外の場所である場合において、債務者と

8
執行官は、第百七十六条第一項の規定によることを債務者に執行するに際し、債権者はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。
(執行裁判所及び執行官の責務)
第一百七十六条 執行裁判所及び執行官は、第百七十四条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行の手続において子の引渡しを実現するに当たつては、子の年齢及び発達の程度その他事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。
(意思表示の擬制)

く。）、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百五十五条第一項及び第三項並びに第一百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

(代替執行)

第一百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命令する方法により行う。

一 作為を目的とする債務についての強制執行
行 債務者の費用で第三者に當該作為をさせること。

二 不作為を目的とする債務についての強制執行
行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をすること。

損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

前条第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

第一百七十三条 第一百六十八条第一項、第一百六十九条第一項、第一百七十一条第一項及び第一百七十二条第一項に規定する強制執行は、それぞれ第一百六十八条から第一百七十二条までの規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が前条第一項に規定する方法により行う。こ

監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならない。

6 第百七十二条の規定は第一項第一号の執行裁判所について、同条第四項の規定は同号の規定による決定をする場合について、それぞれ準用する。

6 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する第二項の申立てについては、執行裁判官に対する抗告をすることができる。

7 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

6 執行裁判所は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であつても、その代理人が債権者に代わつて当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることがで

し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた

二 前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。
三 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。ただし、子に急迫した危険があるときはその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達成することができない事情があるときは、この限りでない。

執行裁判所は、第一項第一号の規定による決

当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

4 執行官は、前項の規定による許可を受けた第一項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

第一百七十六條 執行裁判所及び執行官は、第百七十七条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行の手続において子の引渡しを実現するに当たつては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

債務者の意思表示が反対給付との引換えによる場合には、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与する。

債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実の立てがあるときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

第一百七十八条及び第一百七十九条 削除

第三章 担保権の実行としての競売等（不動産担保権の実行の方法）

第一百八十一条 不動産（登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。）を目的とする担保権（以下この章において「不動産担保権」という。）の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売（競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

二 担保不動産収益執行（不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

第一百八十二条 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記（仮登記を除く。）がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書又は電磁的記録（不動産担保権の存在を証する確定判決若しくは家事件手続法第七十五条の審判又はこれ

らと同一の効力を有するものの謄本又は記録事項証明書

口 担保権の存在を証する公証人が作成した書の謄本（同項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は同項第三号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限る。））

ハ 一般的の先取特権があつては、その存在を証する文書又は電磁的記録

3 担保権について承継があつた後不動産担保権の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

第一百七十八条及び第一百七十九条 削除

第三章 担保権の実行としての競売等（不動産担保権の実行の方法）

第一百八十一条 不動産（登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。）を目的とする担保権（以下この章において「不動産担保権」という。）の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売（競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

二 担保不動産収益執行（不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

第一百八十二条 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記（仮登記を除く。）がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書又は電磁的記録（不動産担保権の存在を証する確定判決若しくは家事件手続法第七十五条の審判又はこれ

らと同一の効力を有するものの謄本又は記録事項証明書

口 担保権の存在を証する公証人が作成した書の謄本（同項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は同項第三号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限る。））

ハ 一般的の先取特権があつては、その存在を証する文書又は電磁的記録

3 担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、抵当証券を提出しなければならない。

4 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、抵当証券の所持人が不動産担保権の実行の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

第一百八十二条 不動産（登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。）を目的とする担保権（以下この章において「不動産担保権」という。）の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売（競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

二 担保不動産収益執行（不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

第一百八十二条 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記（仮登記を除く。）がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書又は電磁的記録（不動産担保権の存在を証する確定判決若しくは家事件手続法第七十五条の審判又はこれ

らと同一の効力を有するものの謄本又は記録事項証明書

口 担保権の存在を証する公証人が作成した書の謄本（同項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は同項第三号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限る。））

ハ 一般的の先取特権があつては、その存在を証する文書又は電磁的記録

3 担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、抵当証券を提出しなければならない。

第一百八十二条 不動産（登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。）を目的とする担保権（以下この章において「不動産担保権」という。）の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売（競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

二 担保不動産収益執行（不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

第一百八十二条 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記（仮登記を除く。）がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書又は電磁的記録（不動産担保権の存在を証する確定判決若しくは家事件手続法第七十五条の審判又はこれ

「債務者以外の占有者」とあるのは、「債務者及び不動産の所有者以外の占有者」と読み替えるものとする。

(不動産執行の規定の準用)
第四十四条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は担保不動産競売について、同款第三目の規定は担保不動産収益執行について準用する。

(船舶の競売)

第一百八十九条 前章第二節第二款及び第一百八十二条から第一百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第一百五十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を説明しなければ」であるのは、「同項に規定する事由を説明し、かつ、担保権の登記(仮登記を除く。)がされている場合を除き、第一百八十九条において準用する第一百八十二条第一項(第一号を除く。)、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければ」と、第一百八十一第一条第二項ハ中「一般的の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。(動産競売の要件)

(期日指定及び期日の呼出し)

第一百九十八条 執行裁判所は、前条第一項又は第二項の規定による執行の停止を命ぜられたときは、叶三月六月以内に該執行を停止する旨を(期日指定及び期日の叫出し)

2 指定しなければならない。
財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さ

なければならない。
一 申立人

二 債務者（債務者に法定代理人がある場合に）

あつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者)

(財産開示期日)

（以下同様）は、財産開示期掲げる者をいう。以下同じ。）は、財産開示期一二回（以下同様）は、財産開示期掲げる者をいう。以下同じ。）は、財産開示期

由に出頭し債務者の財産（第二百二十一條第一号又は第二号に掲げる動産を除く。）について

2 前項の陳述においては、陳述の対象となる財
陳述しなければならない。

産について、第二章第二節の規定による強制執行又は前項の規定による但保種の実行の日立て

行又は前章の規定による担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項その他申立人に開示

する必要があるものとして最高裁判所規則で定める事項を明示しなければならない。

3 執行裁判所は、財産開示期日において、開示義務者に付の質問を發する二二三〇である。

4 申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の義務者は如し質問を答えることができる。

財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発すること

ができる。
執行裁判所は、申立人が出頭しないときはであ

新規半戸は、自立した出頭しないと見て取れ
つても、財産開示期日における手続を実施する

6 財産開示期日における手続は、公開しない。

7 民事訴訟法第二百九十五条及び第二百六条の規定は前各項の規定による手続について、司法第

二百二十九条第一項及び第二項の規定は開示義務者について適用する。

に置いて準用する
(陳述義務の一部の免除)

第二百条 財産開示期日において債務者の財産の一部を開示した開示義務者は、申立人の同意が

ある場合又は当該開示によつて第百九十七条第一項の金銭債権等又は同項第二項各号の被

一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが

明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず

す、その余の財産について陳述することを要します。

2 前項の許可の申立てについての裁判に対し
は、執行抗告をすることができる。

(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

第二百一一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者又は開示義務者

(財産開示事件に関する情報の目的外利用の制限)

第二百二条 申立人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

前条第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の財産開示期日に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該財産を開示事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百三条 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は財産開示手続について、第一百八十二条及び第一百八十三条の規定は一般的の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

第二節 第三者からの情報取得手続

(管轄)

第二百四条 この節の規定による債務者の財産に係る情報の取得に関する手続(以下「第三者から情報の取得手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に對し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務

省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、第一号に掲げる場合において、同号に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者

二 第百九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

三 第一项の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（同項第二号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

四 第一项の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

五 第一项の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

（債務者の給付債権に係る情報の取得）

第二百六条 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、第一百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始するのに必要となる事項として最申立てをするのに必要となる事項として最

二 公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は日本全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団 債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（情報の提供を命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務に関する事務に關して知り得たものに限る。）

執行裁判所は、第一百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般的な先取特權（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ當該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

前条第二項から第五項までの規定は、前二項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

（債務者の預貯金債権等に係る情報の取得）

第二百七条 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ當該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 銀行等（銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合連合会、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社工農商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金

二 簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。(以下この号において同じ。)債務者の当該銀行等に対する預貯金債権(民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。)に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

二 振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)債務者の有する振替社債等(同法第二百七十九条に規定する振替社債等であつて、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。)に關する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

二 執行裁判所は、第一百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

二 前二項の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(情報の提供の方法等)

第二百八条 第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定により命じられた情報の提供は、執行裁判所に対し、書面でしなければならない。

二 前項の情報の提供がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立人に同項の書面の写しを送付し、かつ、債務者に対し、同項に規定する決定に基づいてその財産に関する情報の提供がされた旨を通知しなければならない。

(第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限)

第二百九条 第二百五条又は第二百七条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

第二百六条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

（第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限）

第二百十条 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

二 前条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる者であつて、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の第二百八条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（強制執行及び担保権の実行の規定の準用）

第二百十一条 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、第四十二条（第二項を除く。）の規定は第三者からの情報取得手続について、第二百八十二条及び第二百八十三条の規定は一般的の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準用する。

第五章 罰則

（公示書等損壊罪）

第二百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（これらの規定を第一百二十一條（第一百八十九条（第一百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第一百八十七条第一項（第一百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第一百八十八条（第一百九十五条の規定による命令に基づき執行官が公示するため公示書その他の標識（刑法第九十六条に規定する封印及び差押えの表示を除く。）を損壊した者

二 第百六十八条の一第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者

（陳述等拒絶の罪）

三 第二百一十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 売却基準額の決定に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由なく、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をした者

二 第五百七十三条第二項（第一百二十一條（第一百八十九条（第一百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第一百八十八条（第一百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した者

三 第六十五条の二（第一百八十八条（第一百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者

四 第百六十八条第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者者

五
六 第百九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者であつて、正当な理由なく第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたもの不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この項において同じ。）の占有者であつて、その占有の権原を差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項（第八十八條（第二百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが、正当な理由なく、第六十四条の二第五項（第八十八條（第二百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による不動産の立入りを拒み、又は妨げたときは、三十万円以下の罰金に処する。
(過料に処すべき場合)
第二百四十四条 第二百二条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。
(管轄)
第二百一十五条 前条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。
附 則
抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。
第二条 競売法（明治三十一年法律第十五号）
(競売法の廃止)

(経過措置の原則)

第三条 この法律による改正後の民事訴訟法、非訟事件手続法及び民事執行法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれら（執行裁判所の執行処分その他の行為等に関する経過措置）の法律の規定により生じた効力を妨げない。

第八条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件について、その施行前にした第三条の規定による改正前の民事執行法（以下「旧民事執行法」という。）の規定による執行裁判所の執行処分その他の行為であって同条の規定による改正後の民事執行法（以下「新民事執行法」という。）の規定によれば裁判所書記官がすべきこととされるものに関する新民事執行法の規定の適用については、新民事執行法の相当規定によつてした裁判所書記官の処分その他の行為とみなす。

2 前項の執行裁判所の執行処分その他の行為に対する不服申立てについては、当該執行処分その他の行為につき同項の規定を適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧民事執行法第六十八条の三第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による執行裁判所が売却を実施させるべき旨の申出があつた場合において、この法律の施行の日までに執行裁判所が当該申出に係る売却を実施させる旨の命令を発しなかつたときは、当該申出は、新民事執行法第六十八条の三第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による裁判所書記官が売却を実施させるべき旨の申出とみなす。（売却の手続等に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に旧民事執行法第六十三条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知がされた民事執行の事件については、同条第二項ただし書（売却の手続等に関する経過措置）

2

含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除き、この法律の施行前に旧民事執行法第六十条（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により執行裁判所が定めた最低売却価額は、新民事執行法第六十条（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により執行裁判所が定めた売却基準額とみなす。

(少額訴訟債権執行に関する経過措置)

第十一条 新民事執行法第二章第二节第四款第二目の規定は、この法律の施行前に成立した新民事執行法第六百六十七条の二第一項各号に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行については、適用しない。

2 この法律の施行の日が不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新民事執行法第六百六十七条の十四の規定の適用については、同条中「第一百六十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第一百六十四条第四項及び第五項」と、「第一百六十四条第五項中」とあるのは、「第一百六十四条第四項中」とする。（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百四十二条の規定 この法律の公布の日以後の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行前にした行為及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例による経過措置）

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

